

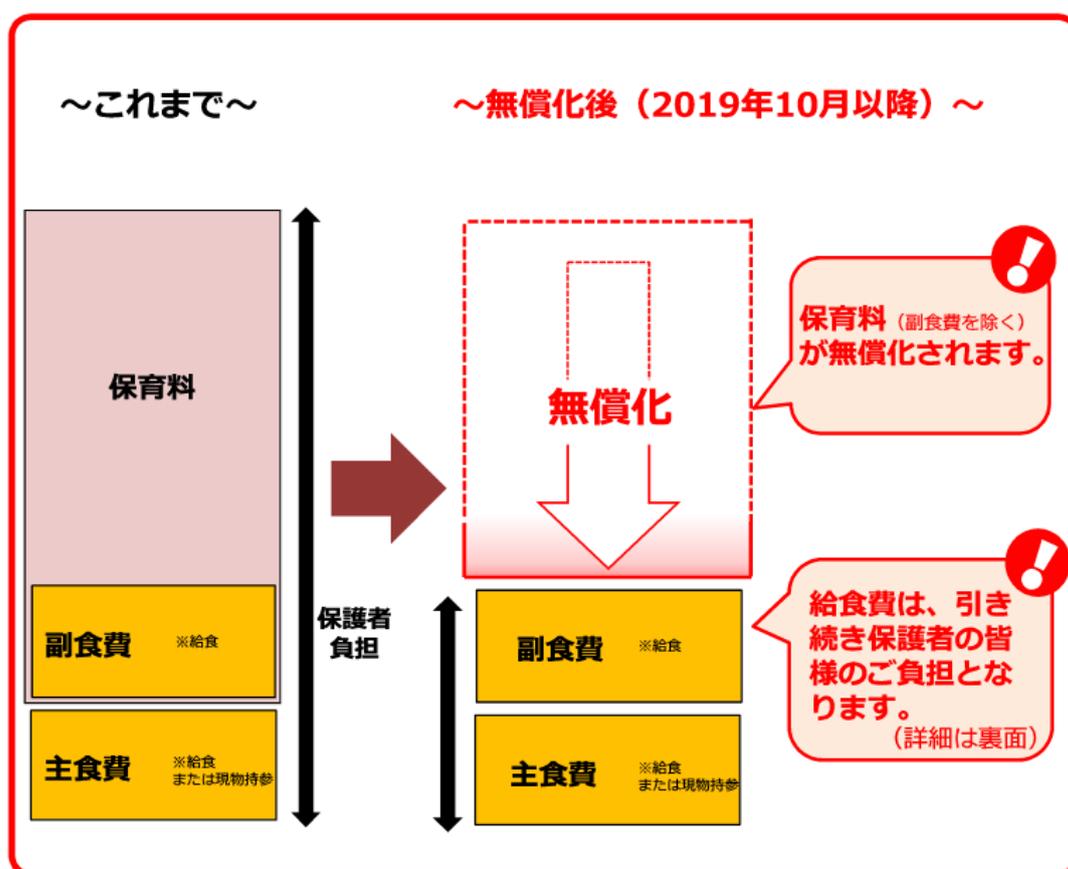
2019年10月より

幼児教育・保育の無償化がスタートします

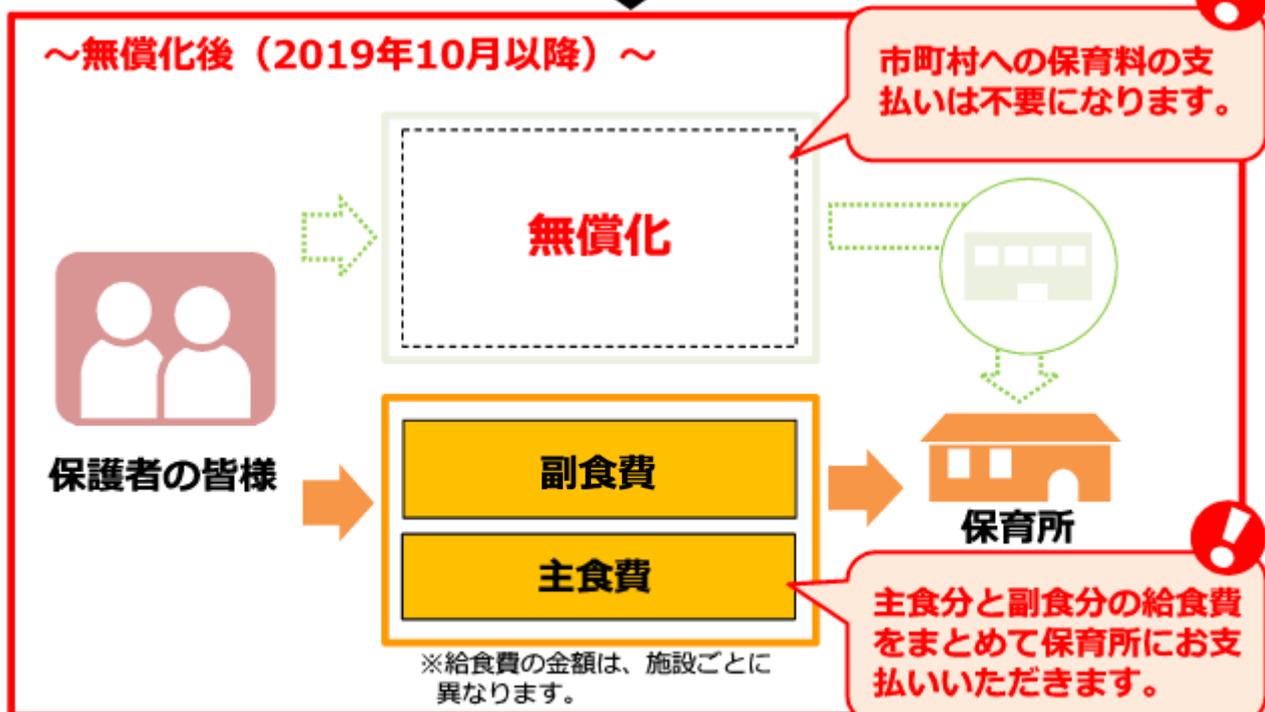
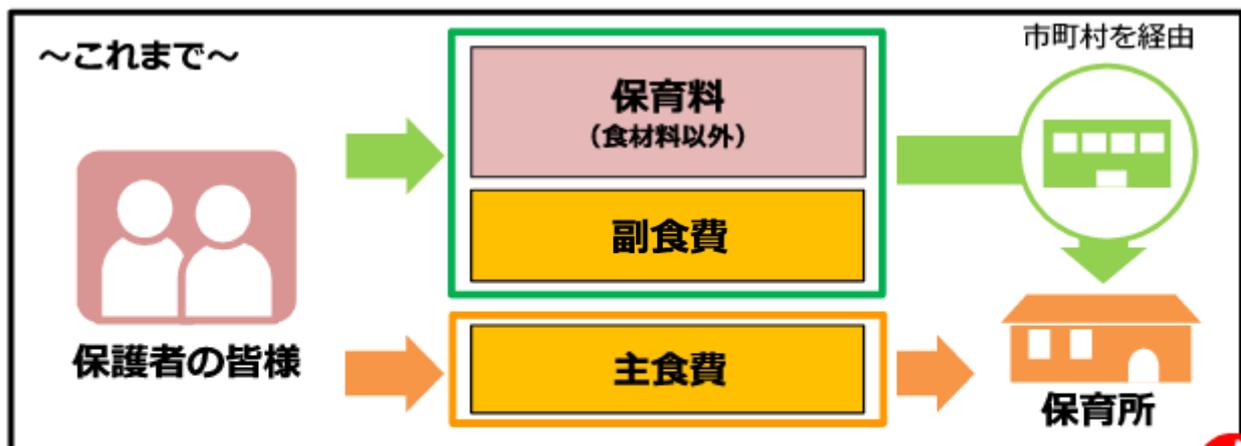
- 2019年10月より、3～5歳児クラスの保育所の利用料が無償になります。※0～2歳児クラスは、住民税非課税世帯が対象です。
- 新たな手続きは必要ありません。(対象者には、役場より「保育料無償のお知らせ」を送付いたします。)

3～5歳児クラスの給食費について

- 給食費とは主食費（ごはん等）と副食費（おかず等）のことを言います。
- 3～5歳児クラスの副食費につきましては、これまでは保育料の一部としてご負担いただいております。
- 10月からは保育料は無償となりますが、保育料以外の実費（給食費等）は引き続きご負担いただくこととなります。
- 0～2歳児クラスのお子様にかかる保育料等のお支払い方法については変更ありません。



- 現在、3～5歳児の給食費については、
 - ・主食費（ごはん等） ⇒ 直接保育所へ
 - ・副食費（おかず等） ⇒ 保育料の一部として役場へお支払いいただいております。
- 今般、保育料は無償化となりますが、今まで保育料に含まれていた副食費は、主食費と合わせて保育所へお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。
- ※ ただし、年収360万円未満相当の世帯のお子様と、保育料算定基準の第3子以降のお子様については副食費が免除されます。（免除対象者には後日、役場より「副食費徴収免除のお知らせ」を送付いたします。）
- 主食費・副食費の金額は施設ごとに異なります。
- 2018年9月より町独自で実施しております在園第2子無償化の対象となる3～5歳児についても、10月からは副食費をお支払いいただくこととなります。



お問合せ先 三郷町役場 こども未来創造部 こども未来課
 TEL：0745-43-7322（直通） 担当：内藤